

証券コード 7078
2020年6月15日

株 主 各 位

東京都港区南青山五丁目10番2号
I N C L U S I V E 株式会社
代表取締役社長 藤 田 誠

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月29日（月曜日）午後7時までには到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|----|--|
| 1. 日 | 時 | 2020年6月30日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
青山学院大学アイビーホールグローリー館3F「ナルド」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | 1. | 第13期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第13期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 議案 | | 取締役の非金銭報酬設定の件 |

以 上

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.inclusive.co.jp/ir>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、貿易摩擦や地政学リスクの上昇に端を発した国際情勢の緊迫化の影響が一部あり、また、年度末にかけて新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞の影響が発生したものの、会計年度を通しての影響は限定的であり、経済環境全般としては前期と大きな変動はありませんでした。

当社グループが属するインターネット広告領域においては、我が国におけるインターネット利用者数は前年に引き続き増加を続けており、総務省が発表した「平成30年通信利用動向調査の結果」によると、2018年にインターネットの人口普及率は79.8%に達しました。その中でも、20代から40代では、スマートフォン利用率が全国で8割を超えてきており、これにより室内だけでなく、外出先でインターネットを利用することが日常的に行われている事が見て取れます。また、10代から50代のインターネットの利用率が9割を超える結果となっており、利用率の増加に伴い利用用途も多様化している事が想定され、検索以外の手段で情報取得をする人々が増加していることが示唆されています。

広告業界におきましては、2019年(暦年)の「2019年 日本の広告費」(株式会社電通)によると、日本の総広告費は6兆6,514億円(前年比1.9%増)と、8年連続で前年実績を上回りました。従来からの主力媒体であるマスコミ四媒体の広告費は2兆6,094億円と5年連続減となった一方で、インターネット広告費(媒体費+広告制作費)は、2兆1,048億円(前年比19.7%増)となり、また、インターネット広告媒体費は1兆6,630億円(前年比14.8%増)と、引き続き市場が拡大しております。特に、前年に引き続き、動画広告市場の拡大が、市場の伸びを牽引しました。

また、広告形態としては、運用型広告の市場は1兆3,267億円(前年比15.2%増)と予約型広告の市場以上に成長しており、総広告費の約5分の1(19.1%)を占めるに至りました。また、前年に引き続きブランドセーフティへの関心が高まり、アド Fraud 問題への対処なども注目されており、各メディアやプラットフォーム側ではその対応策が進んでおります。

当社グループではこうした市場環境のもと、メディア企業や地域における情報流通のデジタルトランスフォーメーションを支援しており、情報価値の高いインターネットサービスの運営、収益化支援に努めております。また、関連サービス領域と

してアドテクノロジーを活用した広告配信サービスの提供や広告プランニングサービスなどを提供する事で、多様化するクライアントのコミュニケーションニーズに対応してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は15億4百万円、売上総利益は8億2千4百万円、営業利益は2億6千6百万円、経常利益は2億5千8百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は1億6千7百万円となりました。また、当事業年度の売上高は8億7千3百万円（前期比14.5%増）、売上総利益は5億6千9百万円（前期比25.2%増）、営業利益は1億7千2百万円（前期比17.8%増）、経常利益は1億8千8百万円（前期比10.5%増）、当期純利益は1億1千8百万円（前期比175.8%増）となりました。

また、当社は2019年12月20日に東京証券取引所マザーズ市場へ上場いたしました。2007年4月の創業から、約12年8か月という期間で上場を果たすことができたことは、ステークホルダーの皆さまのご支援の賜物です。心から御礼申し上げますとともに、上場会社として相応しい体制整備を行い、さらなる事業の成長を通して、ステークホルダーの皆さまのご期待に応えられるような企業となることを目指します。

② 設備投資の状況

該当事項はございません。

③ 資金調達の状況

当社は、2019年12月20日付で東京証券取引所マザーズ市場へ上場し、2019年12月19日を払込期日とする有償一般募集による増資により200,000株、2020年1月21日を払込期日とする有償第三者割当による増資により63,700株の新株式を発行し、計511百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はございません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 (2017年3月期)	第 11 期 (2018年3月期)	第 12 期 (2019年3月期)	第 13 期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上 高 (千円)	-	-	-	1,504,519
経 常 利 益 (千円)	-	-	-	258,259
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	-	-	-	167,228
1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	74.68
総 資 産 (千円)	-	-	-	1,588,666
純 資 産 (千円)	-	-	-	1,275,586
1株当たり純資産 (円)	-	-	-	527.01

(注) 1. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第12期以前の状況は記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

3. 当社は、2019年9月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第13期(当連結会計年度)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 (2017年3月期)	第 11 期 (2018年3月期)	第 12 期 (2019年3月期)	第 13 期 (当事業年度) (2020年3月期)
売 上 高 (千円)	547,436	542,816	762,607	873,083
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	△50,004	△70,790	170,341	188,266
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△54,025	△70,879	42,821	118,079
1株当たり当期 純利益又は 1株当たり当期 純損失(△) (円)	△26.75	△33.04	19.85	52.73
総 資 産 (千円)	423,764	521,109	629,497	1,269,658
純 資 産 (千円)	251,225	340,346	383,167	1,013,140
1株当たり純資産 (円)	124.70	157.81	177.66	418.58

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2019年9月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第10期(2017年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Data Tailor株式会社	1百万円	100.0%	アドテクノロジー商品の仕入れと販売
達 傑 汀 有 限 公 司	25万台湾ドル	100.0	一般メディア事業
パシフィック・コミュニケーションズ株式会社	1百万円	100.0	広報PR・IR業務およびコンサルティング
株式会社グルコース	12百万円	100.0	ソフトウェアの企画、開発

(注) 特定完全子会社はございません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの今後の経営課題とその対策は以下のとおりでございます。

① 業界動向について

個人および法人のインターネット活用の場面が拡大したことに伴い、インターネット広告市場も拡大しております。しかし、インターネット広告業界は、広告領域の他の事業同様に景気変動の影響を直接的に受ける性格を有しております。そのため当社は、新たな業界動向を察知し、外部環境の変化に対応できる臨機応変な組織構築を行ってまいります。

また、インターネット広告業界の中で、予約型広告の市場成長をしのぐスピードで運用型広告市場の成長が顕著となっております。かかる事業環境の中、当社は子会社であるData Tailor株式会社とも連携し、広告枠の効果的な配置による収益機会最大化と、収益性の高いメディアの制作・運用ノウハウの強化や改善を行っていく方針です。

② 競合環境の変化について

当社収益の大半は、広告主によるインターネット媒体出稿費用に直接あるいは間接的に依存する比率が高いのが現状です。昨今のインターネットメディアの増加により、メディア間での競合が激化し当社の広告受注単価あるいは受注数に影響が出る場合には、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。そのため当社グループは、継続した広告メニューの改善・開発を、広告主や媒体社との意見交換を頻繁に実施しつつ継続していくとともに、サービス間で連携しSNSやオウンドメディアの運用、コンテンツマーケティングやEC関連ソリューションの提供など、広告獲得以外の価値をクライアントに提供する活動にも注力してまいります。

③ ブランドセーフティへの対応について

インターネット広告を行う際には、数多くの広告配信ネットワークやメディアから広告が配信されることから、適切なコントロールがなされていない場合、広告主が表示を想定していない、コンテンツの質が低いメディアに広告が表示される可能性があります。かかる事象が発生する事で、広告を実施した事によって広告主のブランド毀損が発生する可能性があるため、このようなブランド価値毀損が発生しうる広告掲載を防止する、ブランドセーフティが意識されるようになってきており、広告主が不適切な広告媒体を避けたり、アドネットワークを配信ネットワークとしての質に注目し選別するなどの動きが注目されつつあります。その中で、当社グループはコンテンツ制作体制を強化し、コンテンツに対する社内レビュー体制の強化や、専門家の監修強化を通して、コンテンツの質向上に取り組んでいます。

④ 特定の経営陣への依存緩和について

当社グループの代表取締役社長である藤田誠は、2007年の創業以来当社の代表を務めております。同氏は、インターネットサービス事業に関連する豊富な経験と知識を有しており、当社の事業戦略の決定に重要な役割を果たしております。当社では、取締役会や、事業運営に必要な定例会議の実施を通じた情報共有や幹部の育成、組織の強化を行う事や、適宜権限の委譲を行っていく事で、同氏に過度に依存する体制を緩和していく方針です。

⑤ 内部管理体制について

当社グループは現在、成長段階であり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であります。そのため、当社グループは経営の公正性・透明性を確保するための更なる内部管理体制強化に取り組んでおり、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化などを行っていく方針です。

⑥ 人材の確保及び育成について

当社グループは、今後想定される事業拡大や新規事業の展開に伴い、継続した人材の確保が必要であると考えております。特に、新規事業を立ち上げ、拡大・成長させていくための事業開発力・マネジメント能力を有する人材や、コンテンツ制作のスキルを有する人材の確保に努めるとともに、人事・教育体制の整備を進め人材の定着と能力の底上げに努めております。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは「デジタルコミュニケーション事業」の単一セグメントですが、当社が提供するサービスを類型すると「メディアマネジメントサービス」、「広告運用サービス」、「プロモーション企画・PRサービス」、「エンジニアリングサービス」の4つのサービスに分類されます。

事業区分	事業内容
a. メディアマネジメントサービス	メディア企業や事業会社が所有するインターネットメディアやサービスの企画、広告をはじめとした手法による収益化と、サービス上で発信する情報の企画・制作等の運用支援、ならびに広告主向けのコンテンツ制作や、ブランディングに関するコンサルティングサービス
b. 広告運用サービス	Contentmatic (注1)、Pacific SSP (注2) といった自社所有のアドネットワーク運用、ならびに広告主に対するコンテンツマーケティング企画や、広告の配信支援
c. プロモーション企画・PRサービス	広告主のプロモーション企画立案と実行支援、ならびにプロモーション商材を世間の興味・関心事として訴求する戦略PRサービスの提供
d. エンジニアリングサービス	I o T機器やA I (ディープラーニング) を組み込んだシステム、サービスの開発から、メディア・EC等まで、幅広いアプリケーション・ウェブサービスの開発

(注) 1. 当社グループの運営するサービスの一つで、主に出版社やテレビ局の運営するコンテンツの質の高い女性向けメディアに特化したテキスト情報や行動履歴に基づいて広告を配信するアドネットワークのことを指します。

(注) 2. 当社グループ独自のSSP (Supply Side Platform) サービスであり、導入先サービスの広告による収益最大化を支援するシステムです。

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都港区
支 社	大阪支社 (大阪府大阪市北区)、 名古屋支社 (愛知県名古屋市中区)

② 子会社

Date Tailor 株式会社	本社 (東京都港区)
パシフィック・コミュニケーションズ株式会社	本社 (東京都港区)
株式会社グルコース	本社 (東京都港区)

(7) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
デジタルコミュニケーション事業	58 (12) 名	-
その他（全社）	8 (3)	-
合計	66 (15)	-

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、管理部・社長室に所属しているものであります。
3. 当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前連結会計年度末との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
42 (13) 名	3名減 (2名増)	29.1歳	2.7年

- (注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2019年12月20日付で東京証券取引所マザーズ市場へ上場いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	8,626,000株
② 発行済株式の総数	2,420,400株
③ 株主数	888名
④ 大株主	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
藤 田 誠	1,539,300株	63.59%
ア ー キ タイ プ 株 式 会 社	114,700	4.73
デ ジ タ ル ・ ア ド バ タ イ ジ ン グ ・ コ ン ソ ー シ ア ム 株 式 会 社	100,000	4.13
安 達 真	80,300	3.31
株 式 会 社 カ ヤ ッ ク	64,700	2.67
株 式 会 社 S B I 証 券	51,500	2.12
池 谷 誠 一	23,000	0.95
a u カ プ コ ム 証 券 株 式 会 社	19,700	0.81
大 向 一 輝	17,700	0.73
後 藤 健 太 郎	15,000	0.61

(注) 当社は、2019年9月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 2 回新株予約権	第 4 回新株予約権
発 行 決 議 日		2015年 3 月23日	2016年 4 月 7 日
新 株 予 約 権 の 数		208個	28個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 20,800株 (新株予約権 1 個につき100株)	普通株式 2,800株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 117,000円 (1 株当たり 1,170円)	新株予約権 1 個当たり 117,000円 (1 株当たり 1,170円)
権 利 行 使 期 間		2018年 3 月24日から 2025年 3 月23日まで	2019年 4 月 8 日から 2026年 4 月 7 日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 1
役 員 の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 208個 目的となる株式数 20,800株 保有者数 1名	新株予約権の数 28個 目的となる株式数 2,800株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 保有者数 -	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 保有者数 -
	監 査 役	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 保有者数 -	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 保有者数 -

- (注) 1. ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、および従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、取締役会の事前の承認があるときはこの限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- ③新株予約権者は、発行要綱に定める権利行使期間の制約に加え、当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日より180日後から権利行使できるものとする。
- ④新株予約権者は新株予約権の割り当て個数の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
- ⑤その他新株予約権行使の条件は、当社が新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. 2019年 9 月30日付で行った普通株式 1 株につき100株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」の「目的となる株式数」は調整されております。

		第 5 回新株予約権	第 6 回新株予約権
発 行 決 議 日		2018年 6 月 29 日	2019年 6 月 28 日
新 株 予 約 権 の 数		130個	90個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 13,000株 (新株予約権 1 個につき100株)	普通株式 9,000株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 117,000円 (1 株当たり 1,170円)	新株予約権 1 個当たり 117,000円 (1 株当たり 1,170円)
権 利 行 使 期 間		2021年 6 月 29 日から 2028年 6 月 28 日まで	2022年 7 月 1 日から 2029年 6 月 28 日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 1
役 員 の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 130個 目的となる株式数 13,000株 保有者数 3名	新株予約権の数 90個 目的となる株式数 9,000株 保有者数 3名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 保有者数 -	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 保有者数 -
	監 査 役	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 保有者数 -	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 保有者数 -

- (注) 1. ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、および従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、取締役会の事前の承認があるときはこの限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- ③新株予約権者は、発行要綱に定める権利行使期間の制約に加え、当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日より180日後から権利行使できるものとする。
- ④新株予約権者は新株予約権の割り当て個数の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
- ⑤その他新株予約権行使の条件は、当社が新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. 2019年 9 月 30 日付で行った普通株式 1 株につき100株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」の「目的となる株式数」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第 6 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2019年 6 月28日	
新 株 予 約 権 の 数		360個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権 1 個につき	36,000株 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり (1 株当たり	117,000円 1,170円)
権 利 行 使 期 間		2022年 7 月 1 日から 2029年 6 月28日まで	
行 使 の 条 件		(注) 1	
使用人等への交付状況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	335個 33,500株 37名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	25個 2,500株 5名

(注) 1. ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、および従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、取締役会の事前の承認があるときはこの限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

③新株予約権者は、発行要綱に定める権利行使期間の制約に加え、当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日より180日後から権利行使できるものとする。

④新株予約権者は新株予約権の割り当て個数の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

⑤その他新株予約権行使の条件は、当社が新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 2019年 9 月30日付で行った普通株式 1 株につき100株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「使用人等への交付状況」の「目的となる株式数」は調整されております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	藤 田 誠	Data Tailor株式会社 代表取締役 パンフィック・コミュニケーションズ株式会社 代表取締役 株式会社グルコース 取締役 Y&Iメディアソリューションズ株式会社 取締役
取 締 役	後藤 健太郎	達傑汀有限公司 代表取締役
取 締 役	安 達 真	株式会社グルコース 代表取締役
取 締 役	中 嶋 淳	アーキタイプ株式会社 代表取締役 アーキタイプベンチャーズ株式会社 代表取締役 データセクション株式会社 社外取締役（非常勤） ファイルフォース株式会社 社外取締役（非常勤） 株式会社ソニックス 社外取締役（非常勤） クウジット株式会社 社外取締役（非常勤）
取 締 役	柳 澤 大 輔	株式会社カヤック 代表取締役 株式会社テー・オー・ダブリュー 取締役 株式会社ブラコレ 取締役 クックパッド株式会社 社外取締役 鎌倉R不動産株式会社 取締役 ウェルプレイド株式会社 取締役 株式会社カヤックLIVING 取締役 株式会社QWAN 代表取締役
常 勤 監 査 役	小 泉 増 明	なし
監 査 役	長 尾 拓 真	株式会社ストリーム 税理士法人ストリーム パイクリスタル株式会社 監査役（非常勤）
監 査 役	村 上 未 来	株式会社somebuddy 代表取締役 株式会社ブリッジ・シー・キャピタル 社外取締役（非常勤）

- (注) 1. 取締役中嶋淳氏ならびに取締役柳澤大輔氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役小泉増明氏及び監査役長尾拓真氏ならびに監査役村上未来氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役小泉増明氏及び監査役長尾拓真氏ならびに監査役村上未来氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役小泉増明氏は、事業会社の業務への精通、ならびに事業会社の監査部門における知識・経験等があり、経営監視機能として、客観的、中立的立場から監査を行えると判断したため選任しております。
 - ・監査役長尾拓真氏は、会計士としての専門的知見、ならびに企業へのコンサルティング、支援業務の提供経験を有しており、客観的、中立的立場から監査を行えると判断したため選任しております。
 - ・監査役村上未来氏は、会計士としての専門的知見、ならびに上場企業の財務担当執行役員として企業経営に携わってきた経験を有しており、客観的、中立的立場から監査を行えると判断したため選任しております。
4. 当社は、社外取締役柳澤大輔氏及び社外監査役小泉増明氏、社外監査役長尾拓真氏ならびに社外監査役村上未来氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役について、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結することができる旨、定款に定めており、社外取締役及び社外監査役とかかる契約を締結しております。当該責任限定契約が認められるのは、社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 (う ち 社 外 取 締 役)	5名 (2)	85,050千円 (3,300)
監 (う ち 社 外 監 査 役)	3 (3)	9,450 (9,450)
合 (う ち 社 外 役 員)	8 (5)	94,500 (12,750)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2015年6月30日開催の定時株主総会において年額200,000千円以内と決議されております。
2. 監査役の報酬限度額は、2019年9月12日の臨時株主総会において年額21,600千円以内と決議されております。

ロ．当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はございません。

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	関係
社外取締役	中嶋 淳	アーキタイプ株式会社	代表取締役	なし
		アーキタイプベンチャーズ株式会社	代表取締役	なし
社外取締役	柳澤 大輔	株式会社カヤック	代表取締役	なし
		株式会社テー・オー・ダブリュー	取締役	なし
		株式会社ブラコレ	取締役	なし
		クックパッド株式会社	社外取締役	なし
		鎌倉R不動産株式会社	取締役	なし
		ウェルプレイド株式会社	取締役	なし
		株式会社カヤックLIVING	取締役	なし
		株式会社QWAN	代表取締役	なし
社外監査役	小泉 増明	なし	なし	—
社外監査役	長尾 拓真	株式会社ストリーム		なし
		税理士法人ストリーム パイクリスタル株式会社	監査役	なし
社外監査役	村上 未来	株式会社somebuddy	代表取締役	なし

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 中嶋 淳	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、主にインターネット広告業界を知悉した観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 柳澤 大輔	2019年10月1日の就任以降の取締役会の全回に出席し、企業経営者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役 小泉 増明	当事業年度開催の取締役会の全回に出席するほか、常勤監査役として、会社法に則った監査を行っております。
監査役 長尾 拓真	当事業年度の取締役会の全回に出席し、公認会計士としての知識と経験を活かして、議案・審議等につき必要な発言を適宜行い、監査を実施しております。
監査役 村上 未来	2019年7月1日の就任以降の取締役会の全回に出席し、公認会計士としての知識と経験を活かして、議案・審議等につき必要な発言を適宜行い、監査を実施しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、有価証券届出書提出時における「監査人から引受事務幹事会社への書簡」（コンフォート・レター）の作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. コンプライアンス体制に係る規程を整備し、法令や定款、社会規範を遵守するための行動規範の制定、組織体制の構築、教育・研修を実施するほか、「内部通報規程」に従い内部通報窓口を設置し、その情報を予防・是正・再発防止に活用する。
 2. 「取締役会規程」を整備し、取締役の職務を明確化する。
 3. 経営を監視するために社外取締役を選任し、取締役の職務遂行に対する監査機能の維持・向上を図る。
 4. 内部監査担当は、当社の業務遂行が法令・定款・社内規程等に違反していないかについて厳しく監査し、必要に応じて、関連する取締役、本部長等に報告し、以降の改善状況を定期的に確認する。
 5. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
 6. 「リスク管理規程」に従い、3か月に一度、顧問弁護士並びに代表取締役、管理担当取締役、監査役を交えたリスク・コンプライアンス管理委員会を開催し、法令遵守・統制環境上での課題となる事項についてディスカッションし、社内外のコンプライアンス体制を共有するとともに、社内で運用されている諸制度の運用状況の確認や改善点についてのディスカッションを行う。

(運用状況)

コンプライアンスに体制に係る諸規程について、全社員に向けて周知を行いました。

取締役会については、「取締役会規程」に則った運営を実施しました。今年度より新たに社外取締役として柳澤大輔氏、社外監査役として村上未来氏を迎え、監査機能のさらなる向上を図っております。

内部監査については全部署・全支社もれなく実施し、検出事項についてはフォローアップ時に一定の改善が確認され、今後継続的に改善・運用を行ってまいります。

リスク・コンプライアンス管理委員会は5月、8月、11月、3月に実施いたしました。その場で顕在化した課題については、業務フローの変更等に対応し、改善しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等について、法令および「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
2. 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書について、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
3. 情報セキュリティについては、「情報管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ・マネジメント・システムを確立する。
4. 個人情報について、法令及び「個人情報保護規程」、「個人情報取扱規程」等に基づき、厳重に管理する。

(運用状況)

文書、各議事録につきましては上記の通り作成、保存、管理されております。また、情報セキュリティについては、「情報管理規程」に則った管理を実施し、情報セキュリティの維持・向上を図っております。個人情報について、「個人情報保護規程」並びに「個人情報取扱規程」に則って対応しており、疑問点があれば日本情報システム・ユーザー協会に問い合わせたうえで必要な対応を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 「リスク管理規程」「緊急事態対応規程」「クレーム対応規程」等を通して、効率的かつ総合的にリスク対応関連の規程等を制定・改廃し、有事の際の情報伝達と緊急体制を整備する。
2. 不測の事態が発生した場合に備え、速やかに当社の取締役等へ情報を伝え、迅速かつ的確な対応ができるよう体制を整備する。
3. 内部監査体制を整備し、規程やマニュアルからの逸脱を確認し是正する体制を構築する。

(運用状況)

「リスク管理規程」「緊急事態対応規程」「クレーム対応規程」について、引き続き全社員に周知を図り、実際にクレームが発生した場合等、規程に則って対応がなされておりました。

また、内部監査を実施し、継続的に改善・運用を行っております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 取締役の責任・権限を明確にし、取締役会規程、役員規程および会議管理規程等に基づき、取締役会や経営会議を効率的に運営し、業務を執行する。
 2. 組織の指揮命令系統を一本化し、効率的な組織運営・業務執行を行う体制を整備し、当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する。
 3. 意思決定の迅速化を図り、意思決定プロセスを明確にするため、職務権限規程等を通して明確で透明性の高い権限基準を整備する。

(運用状況)

上記のとおり、各種規程に定められた責任・権限で業務が執行されております。

- ⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社子会社の事業、業績、財務状況その他の重要な情報について、当社への事前の説明・報告が行われるよう関係会社管理業務規則その他の社内規程等を整備する。
 2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社子会社の規模・業態等に応じ、当社子会社に対するリスク管理の実施の指導や規程の整備等を通じて、当社子会社におけるリスク管理体制の整備・強化に努める。
 3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社子会社の規模・業態等に応じ、関係会社管理業務規則その他の社内規程等に従った当社子会社の指導・管理等を通じて、当社子会社の強化、発展及び合理化の促進を図る。

4. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社子会社の規模・業態等に応じ、当社子会社に対する指導・管理等を通じて、当社子会社の役職員による法令及び定款に則った適正な業務執行、当社の定める行動規範の遵守、及び業務監査の体制整備・充実を図る。

5. その他の当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

各当社子会社の主管組織、当社子会社管理に関する責任と権限、管理の方法等を関係会社管理規程等により定め、企業集団における業務の適正な運用を確保する。

当社子会社の各々の財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために必要な組織・社内規程等を整備する。

(運用状況)

上記のとおり、各種規程や業務規則に定められた責任・権限で業務が執行されております。また、内部監査を通して現状の業務に即したプロセスが実施されているかを確認し、必要に応じて対応しております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

1. 監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役から求められた場合は、監査役補助者を設置することができる体制を確保する。
2. 監査役監査規程を定め、監査役が活動を実施するに際して必要な環境を整備する。

(運用状況)

現在、監査役補助者は設置されておりません。

- ⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

1. 前項に従い監査役補助者を設置した場合において、監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令を受けてその職務を遂行する。
2. 監査役の職務を補佐するための専任者の人事異動・人事評価・懲戒処分については、事前に監査役の意見を徴する。また、当該専任者の評価は、監査役が実施する。

(運用状況)

現在、監査役補助者は設置されておりません。

⑧ 監査役への報告に関する体制

1. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。

監査役が閲覧を求める社内書類および重要な決裁書類等の提出要請を受けた部署は、速やかに提出する。

2. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

当社は、子会社の取締役及び使用人が、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行うよう指導する。

監査役が閲覧を求める社内書類および重要な決裁書類等の提出要請を受けた部署は、速やかに提出する。

(運用状況)

上記のとおり、監査役からの要請は、各部署によって速やかに対応されております。

⑨ 上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人が監査役に報告した場合には、内容の如何にかかわらず不利な取扱いを受けることがない旨を周知する。

(運用状況)

上記のとおり、周知されております。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

(運用状況)

上記のとおり、運用されております。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持ち、監査実施状況等について情報交換及び協議を行う。

2. 取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と関係会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるように協力する。
3. 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
4. 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。

(運用状況)

代表取締役と監査役は、月2回の頻度で会合を持ち、監査状況等についての情報交換及び協議を行っております。また、監査役は取締役会、当社及び当社子会社の取締役が出席する経営推進会議をはじめとした重要な会議に出席しており、必要に応じて情報交換を行っております。各種社内情報システムについて、監査役がすべて閲覧可能な状態にあります。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

なお、現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元も経営の最重要課題であると認識しておりますが、現在は成長段階にあると考えており、経営環境の変化に対応するため財務体質を強化し、事業拡大の為に内部留保の充実等を図ることが株主に対する最大の利益還元につながるものと考えております。このことから、当事業年度は期末配当を無配とさせていただきます。将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主への利益還元を検討していく事を基本方針としておりますが、現在において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。内部留保金の使途につきましては、当社の競争力の維持・強化による将来の収益向上を図るための設備投資及び効率的な体制整備に有効に活用する方針であります。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,479,733	流 動 負 債	276,673
現金及び預金	1,186,356	買掛金	61,705
受取手形及び売掛金	234,051	1年内償還予定の社債	17,000
そ の 他	59,325	未払法人税等	73,645
固 定 資 産	108,922	そ の 他	124,322
有 形 固 定 資 産	25,394	固 定 負 債	36,405
建物及び構築物	19,134	社 債	32,000
工 具 器 具 備 品	6,260	そ の 他	4,405
無 形 固 定 資 産	390	負 債 合 計	313,079
ソフトウエア	390	(純資産の部)	
投資その他の資産	83,138	株 主 資 本	1,275,586
繰 延 資 産	9	資 本 金	277,647
資 産 合 計	1,588,666	資 本 剰 余 金	427,647
		利 益 剰 余 金	570,292
		純 資 産 合 計	1,275,586
		負 債 純 資 産 合 計	1,588,666

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,504,519
売 上 原 価		679,684
売 上 総 利 益		824,834
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		558,082
営 業 利 益		266,751
営 業 外 収 益		
助 成 金 収 入	1,710	
そ の 他	396	2,106
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	406	
株 式 交 付 費	2,814	
株 式 公 開 費 用	6,526	
そ の 他	852	10,599
経 常 利 益		258,259
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		258,259
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	88,327	
法 人 税 等 調 整 額	2,703	91,031
当 期 純 利 益		167,228
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		167,228

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当 期 首 残 高	21,700	171,700	403,064	596,464	596,464
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	255,947	255,947		511,894	511,894
親会社株主に帰属する 当期純利益			167,228	167,228	167,228
当 期 変 動 額 合 計	255,947	255,947	167,228	679,122	679,122
当 期 末 残 高	277,647	427,647	570,292	1,275,586	1,275,586

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

- ・連結子会社の数 4 社
- ・連結子会社の名称 Date Tailor株式会社
パシフィック・コミュニケーションズ株式会社
株式会社グルコース
達傑汀有限公司

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び名称

- ・持分法適用の関連会社数 1 社
- ・関連会社の名称 株式会社Y&Iメディアソリューションズ
当連結会計年度より、株式会社Y&Iメディアソリューションズを設立したため、持分法適用の範囲に含めております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15年

工具器具備品 3年～10年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

② 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

金額的重要性の乏しい場合には、発生年度の損益として処理することとしております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 19,884千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,420,400株

(2) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 41,400株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金の状況及び金融市場の状況を鑑み、資金運用については、安全性の高い金融資産で行い、また資金調達については銀行借入や増資による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループの営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当社グループの営業債務である買掛金は、ほとんど2か月以内の支払期日であり、また、社債は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権について経理規程に基づき経理担当部署により、債権先毎に与信限度額の設定、債権残高の期日管理の徹底、財務状況の定期的なモニタリングを行うことで滞留債権の発生防止を図っております。

2. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、財務担当部署において各社の短期の資金繰り、中長期の資金計画を作成し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,186,356	1,186,356	—
(2) 受取手形及び売掛金	234,051	234,051	—
資 産 計	1,420,408	1,420,408	—
(1) 買 掛 金	61,705	61,705	—
(2) 未払法人税等	73,645	73,645	—
(3) 社 債 (注 1)	49,000	49,037	37
負 債 計	184,350	184,387	37

(注) 1. 1年内償還予定の社債については社債に含めております。

(注) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

固定金利によるものは、元利合計を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	527円01銭
(2) 1株当たり当期純利益	74円68銭

(注) 当社は、2019年9月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,119,253	流 動 負 債	221,427
現金及び預金	906,858	買 掛 金	29,970
売 掛 金	134,280	1年内償還予定の社債	17,000
前 払 費 用	17,558	未 払 金	43,927
未 収 入 金	31,272	未 払 費 用	34,551
そ の 他	31,374	未 払 法 人 税 等	67,890
貸 倒 引 当 金	△2,090	預 り 金	5,754
固 定 資 産	150,405	そ の 他	22,333
有 形 固 定 資 産	17,945	固 定 負 債	35,090
建 物	13,629	社 債	32,000
工 具 器 具 備 品	4,315	資 産 除 去 債 務	3,090
無 形 固 定 資 産	390	負 債 合 計	256,518
ソ フ ト ウ ェ ア	390	(純資産の部)	
投資その他の資産	132,069	株 主 資 本	1,013,140
投資有価証券	4,000	資 本 金	277,647
関係会社株式	64,637	資 本 剰 余 金	427,647
敷金及び保証金	32,009	資 本 準 備 金	427,647
繰延税金資産	3,552	利 益 剰 余 金	307,846
そ の 他	27,871	その他利益剰余金	307,846
繰越利益剰余金		繰越利益剰余金	307,846
資 産 合 計	1,269,658	純 資 産 合 計	1,013,140
		負 債 純 資 産 合 計	1,269,658

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		873,083
売 上 原 価		303,649
売 上 総 利 益		569,433
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		397,047
営 業 利 益		172,385
営 業 外 収 益		
経 営 指 導 料	26,000	
そ の 他	154	26,154
営 業 外 費 用		
社 債 利 息	356	
株 式 交 付 費	2,814	
株 式 公 開 費 用	6,526	
そ の 他	577	10,274
経 常 利 益		188,266
税 引 前 当 期 純 利 益		188,266
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	71,953	
法 人 税 等 調 整 額	△1,766	70,187
当 期 純 利 益		118,079

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産合計
	資 本 金	資 本 剩 余 金		利 益 剩 余 金		株主資本計 合	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
				繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	21,700	171,700	171,700	189,767	189,767	383,167	383,167
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	255,947	255,947	255,947			511,894	511,894
当 期 純 利 益				118,079	118,079	118,079	118,079
当 期 変 動 額 合 計	255,947	255,947	255,947	118,079	118,079	629,973	629,973
当 期 末 残 高	277,647	427,647	427,647	307,846	307,846	1,013,140	1,013,140

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

其他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

工具器具備品 3年～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。のれんは、金額的重要性の乏しい場合には、発生年度の損益として処理することとしております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費

3年間で均等償却をしております。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	14,692千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
① 短期金銭債権	47,361千円
② 短期金銭債務	26,749千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	116,570千円
売上高	73,352千円
仕入高	43,218千円
営業取引以外の取引高	26,000千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数 該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	4,113千円
貸倒引当金	640千円
関係会社株式評価損	30,857千円
投資有価証券評価損	931千円
のれん	3,981千円
ソフトウェア	3,473千円
資産除去債務	946千円
繰延税金資産小計	44,944千円
評価性引当額	△40,830千円
繰延税金資産合計	4,113千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△561千円
繰延税金負債合計	△561千円
繰延税金資産の純額	3,552千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子 会 社	DateTailor 株 式 会 社	所有 100.0% 直接	役員の兼任 当社サービスの 提供 広告運用サービ スの利用	広告運用サ ービスの利用 (注1)	25,212	買 掛 金	14,645
				支払家賃、 人件費等の 立替 (注2)	68,173	立 替 金	18,467

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場価格等を勘案し、価格交渉の上で決定しております。
2. 実費相当額を立替えております。
3. 期末残高には消費税等が含まれております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 418円58銭
- (2) 1株当たり当期純利益 52円73銭

(注) 当社は、2019年9月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

INCLUSIVE株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限

責任社員

業務執行社員

指定有限

責任社員

業務執行社員

公認会計士 水野 雅史 ⑨

公認会計士 竹田 裕 ⑨

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、INCLUSIVE株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、INCLUSIVE株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

INCLUSIVE株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限

責任社員

業務執行社員

公認会計士

水

野

雅

史

⑨

指定有限

責任社員

業務執行社員

公認会計士

竹

田

裕

⑨

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、INCLUSIVE株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月29日

INCLUSIVE株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 小 泉 増 明 ㊞

監査役（社外監査役） 長 尾 拓 真 ㊞

監査役（社外監査役） 村 上 未 来 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議 案 取締役の非金銭報酬設定の件

当社の取締役の報酬額は、2015年6月30日開催の第8回定時株主総会において、年額200,000千円以内と決議いただき今日に至っておりますが、その報酬総額とは別に、取締役に対して新株予約権の割当を行うことができるよう200,000千円を上限として、非金銭報酬の設定のご承認をお願いするものであります。

新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容は、会社業績並びに当社および当社子会社における業務執行の状況・貢献度を基準として決定する方針です。当社は、新株予約権が当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てられるものであることから、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号

青山学院大学アイビーホールグローリー館3F「ナルド」

TEL 03-3409-8181



交通のご案内

- 地下鉄（銀座線・半蔵門線・千代田線）
表参道駅下車（B1またはB3出口より徒歩約5分）
 - 都営バス（渋88系統 渋谷駅前～新橋駅前）
新橋駅方向 南青山5丁目下車（徒歩約3分）
渋谷駅方向 青山学院前下車（徒歩約3分）
- ※ 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。